

各位

株式会社 山口 銀行

残高1万円未満の普通預金等口座解約における届出印の押印省略 および関連規定の改定について

当行では2021年5月6日（木）より、残高1万円未満の普通預金等口座における解約
手続について、届出印の押印を省略する取り扱いを開始しますので、お知らせいたします。

これまで普通預金等口座をご解約いただく際には、所定の依頼書に届出印の押印をお願い
しておりましたが、個人および個人事業主のお客さまにつきましては、運転免許証等の公的
な本人確認書類をご提示いただくことにより、印鑑レスで解約できるようになります。

今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、変わら
ぬご愛顧をたまわりますようお願い申し上げます。

1. お取り扱いの内容

対象となるお客さま	・個人および個人事業主の方
対象となる預金種類	・普通預金(決済用普通預金、普通預金「照合表口」、スマホd e通帳！ 口座を含む)、納税準備預金、貯蓄預金、定期預金(つみたて預金、財 形預金(積立式)を含む)、通知預金(通知預金「照合表口」を含む)
ご提示いただくもの	・運転免許証等の公的な顔写真付本人確認書類 (ご本人さまによるお手続きが必要です) ・通帳、証書、キャッシュカード(いずれも発行されている場合)
その他	・口座残高が10,000円以上ある場合は、本件の対象外です。 ・通帳等を紛失されている場合には、別途、お手続きが必要です。

2. 改訂となる預金(規定の改定内容(対比表)は別紙をご参照ください。)

①普通預金規定	②普通預金(照合表口)規定
③貯蓄預金規定	④納税準備預金規定
⑤証書式通知預金規定	⑥通帳式通知預金規定
⑦通知預金(照合表口)規定	⑧通知預金(特例型)規定(証書式)
⑨通知預金(特例型)規定(通帳式)	⑩総合口座取引規定
⑪期日指定定期預金規定	⑫自動継続期日指定定期預金規定
⑬自由金利型定期預金(M型) (スーパー定期)規定	⑭自動継続自由金利型定期預金(M型) (スーパー定期)規定
⑮自由金利型定期預金規定	⑯自動継続自由金利型定期預金規定
⑰スーパー変動金利定期預金(単利型)規定	⑱スーパー変動金利定期預金(複利型)規定
⑲自動継続スーパー変動金利定期預金 (単利型)規定	⑳自動継続スーパー変動金利定期預金 (複利型)規定
㉑自動つみたて定期預金規定	㉒目的つみたて定期預金規定
㉓財形定期預金(積立式)規定	

【普通預金規定の新旧対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

その他規定についても、同様に改訂を行います。

改訂前	改訂後
<p>9. 解約等</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この預金の通帳を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および「普通預金等共通規定」第6条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合</p> <p>⑤ 「普通預金等共通規定」第6条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合</p> <p>⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>9. 解約等</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の通帳とともに</u>、当行国内本支店に提出してください。</p> <p>(2) <u>前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。</u> <u>この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当行が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および「普通預金等共通規定」第6条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合</p> <p>⑤ 「普通預金等共通規定」第6条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合</p> <p>⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(6) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>

以上